

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会における「議論の整理」公表

ポイント

2024年12月26日に開催された第39回社会保障審議会企業年金個人年金部会において、私的年金制度の在り方の「議論の整理（案）」が議論され、概ね了承されたことから翌27日に公表されました。

議論の整理 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html)

I 拠出・運用・給付の在り方

- iDeCoの加入可能年齢の上限** ⇒ 70歳未満に引き上げ
(対象：iDeCoの加入者・運用指図者であった者、および企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者)
- iDeCo受給開始可能年齢の上限** ⇒ 維持（75歳）
- 拠出限度額** ⇒ 見直し（次々ページ参照）
 - iDeCoの第2号被保険者の拠出限度額について、企業年金と合わせた共通の拠出限度額まで拠出できるよう、見直しを行う
 - 企業型DCの拠出限度額について、賃金の上昇等の経済・社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うべき。また、企業型DCのマッチング拠出について、事業主掛金額を超えられないとする制限を見直す必要
 - 中長期的には、キャッチアップ拠出や生涯拠出限度額といった拠出の仕組みについても、引き続き検討を深めるべき
- 運用期間中の税制** ⇒ 継続検討
- 給付の在り方** ⇒ 継続検討

II 私的年金の普及・促進のための取組

- 中小企業における私的年金の活用のための環境整備** ⇒ 簡易型DCを除き継続検討
 - 簡易型DCは、通常の企業型DCに統合
 - iDeCo+を実施できる中小事業主の範囲については、引き続き300人以下
 - iDeCo+とDBとの併用に関しては、事業主のニーズも踏まえつつ、慎重に検討を行うべき
 - 総合型DCは、制度上位置づけ、実態を把握しつつ、代表事業主と事業主の関係性や加入者に負うべき責任等についてのルール整備、運用商品の選定、モニタリング、継続投資教育の実施等に係る取組の改善方策についても、引き続き検討を行うべき
- 手続の簡素化等** ⇒ 事務負担も考慮し、継続実施
 - 加入者の利便性の向上の観点から、引き続き手続の簡素化・効率化に取り組むべきである。
 - 制度の見直しの検討に際しては、手続の簡素化・効率化の観点を踏まえるとともに、関係機関における事務負担も考慮した対応を検討すべきである。
- 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の拡充** ⇒ 継続検討
- 広報等による普及促進** ⇒ 関係機関と連携し、更に促進
 - 金融経済教育推進機構（J-FLEC）や関係省庁とも連携し、更なる普及促進に向け、学校や企業等の現場における取組の拡充や、分かりやすい広報等に取り組むべき

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項(※)	あり			なし

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

III DB・DC制度の環境整備

- 1 加入者のための企業年金の運用の見える化** ⇒ DB・DCとも厚生労働省が公表
 - ・既存資料の報告項目をベースとし、新たに報告が必要な事項は報告書の項目に追加
 - ・厚生労働省が情報を集約した上で、一般に公開。その際、DBIについてはDB別、DCについては事業主・規約・運営管理機関（以下、運管）別に名称が分かる形で公表
 - ・企業年金実施事業主等から厚生労働省への報告書の提出をオンライン化すべき
 - ・DCにおける運用の方法の一覧は、運管等による取組を促進すべき
- 2 拠出や給付の見える化** ⇒ 継続検討
- 3 DBの運用力の向上** ⇒ ガイドライン改訂
 - ・DBが資産運用力向上のために取り組むことが望ましいと考えられる方向性について示すため、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を改訂
- 4 DBの制度設計** ⇒ 定年延長時の減額判定を変更
 - ・「定年延長等に伴う給付設計の変更」については、引き続き給付減額に係る現行の判定基準を原則としつつ、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であって、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないこととするべき
 - ・「保証期間の上限や非継続基準における予定利率の在り方等」「支払保証制度の導入」「年金バイアウトの導入」は引き続き慎重に検討
- 5 DCの運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定** ⇒ 指定運用方法は継続検討
 - ・継続投資教育の充実にむけ、運用の改善や好事例の収集・横展開を図る検討を行うほか、J-FLECとも連携し、利用者の金融リテラシーの向上を図るべき
 - ・指定運用方法については、制度の趣旨や企業型DCにおける労使の関係に係る課題について改めて整理を行った上で、引き続き慎重に検討すべき
- 6 いわゆる選択制DB・選択制DC** ⇒ 従業員への正確な説明への取組み
 - ・いわゆる選択制DBにおいて、DCと同様、事業主が従業員に社会保険・雇用保険等の給付額への影響等を説明するよう、DBの法令解釈通知に追記した上で、労使協議や導入時・加入時に、従業員に対して正確な説明が行われるよう、取組を進めるべき
- 7 自動移換** ⇒ 縮減に向けた対応を継続
 - ・事業主が取るべき対応として、企業型DCの加入者資格を喪失する前から資格喪失時にかけて、資格喪失時に取るべき対応に係る説明を実施することや、企業型DCの全加入者に対する資格喪失時の個人別管理資産の移換の手続等に関する継続的な説明を実施することとすべき
 - ・事業主や加入者の意識の向上を通じ、企業型DC加入者であった者の資産を保護するため、自動移換の状況の見える化に取り組むべき
 - ・運管や国民年金基金連合会（以下、国基連）に対しては、自動移換となった者への周知方法等の改善を引き続き促すべき
 - ・国基連に対し、移換手続をしやすくする取組や、自動移換の適切な手数料の設定を促すべき
- 8 DCの中途引き出し（脱退一時金）** ⇒ 公的年金と平仄
 - ・DCの脱退一時金については、公的年金の脱退一時金の見直しの状況や実務も踏まえ、通算拠出期間について5年から8年へ引き上げる等、見直すべき
 - ・その他の論点については、引き続き検討を深めるべき

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

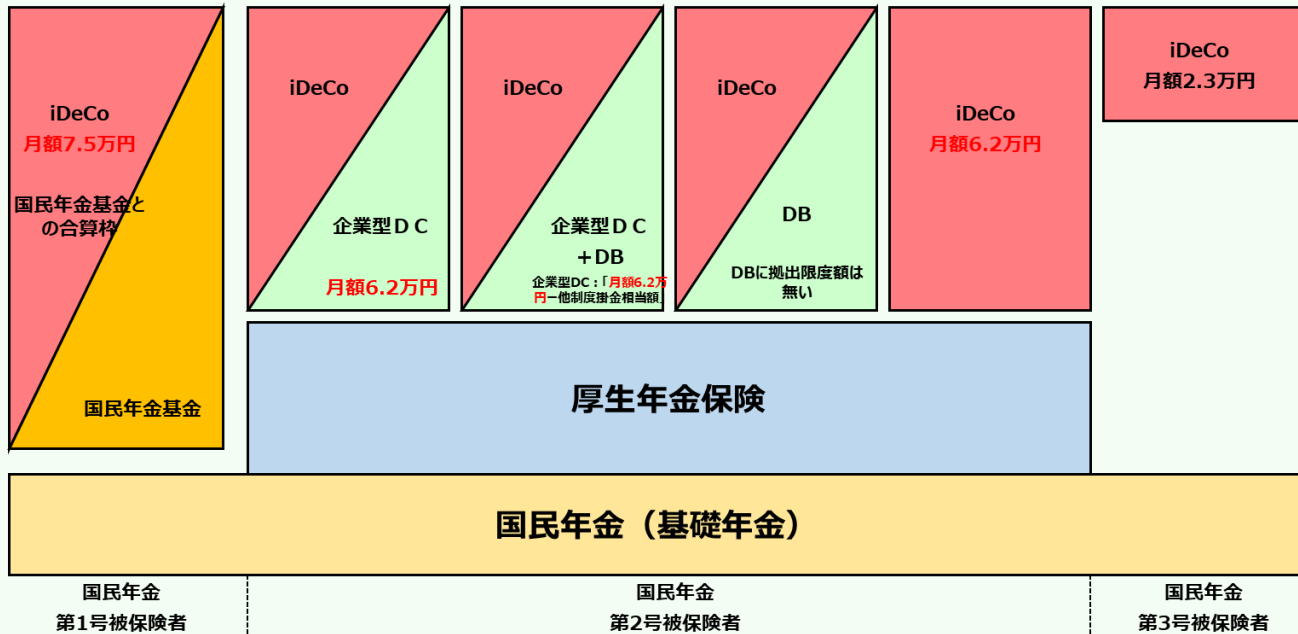
前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

（参考）与党令和7年度税制改正大綱における拠出限度額引き上げ

厚生年金の本人拠出額（平均月額1.3万円）を加味すると、働き方にかかわらず税制優遇のある年金制度（厚生年金、DB、企業型DC、iDeCo、国民年金基金）で月額7.5万円まで老後生活資金を準備

【見直し後】



【現 行】

